

狭山市地域新事業創出基盤施設 運用基準

平成28年9月30日 市長決裁

平成29年3月17日 市長決裁

第1 趣旨

狭山市地域新事業創出基盤施設（以下「基盤施設」という。）の管理運営を適切かつ迅速に対応・処理し、かつより多くの使用希望者に施設を提供するため、狭山市地域新事業創出基盤施設管理規則（平成15年規則第5号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、この運用基準において、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象者

(1) 狭山市地域新事業創出基盤施設条例（平成14年条例第27号。以下「条例」という。）第3条に規定する「対象者」は、起業家（団体又は個人）又は企業で次に該当するものとする。

- ① これから起業しようとする者、又は新たな事業分野（※1）への進出を図る者
- ② 基盤施設の使用に係る申請時点において、同一事業分野（※1）での入居期間が7年を経過していない者

（※1）新たな事業分野及び同一事業分野とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の細分類から判断する。

(2) (1) に該当する者であっても、次のいずれかに該当する場合は、許可の対象としない。

- ① 規則第2条第1項の基盤施設使用許可申請書の申請者名義が、過去に許可を受けた者と異なるとしても、両者の間に社会通念上相当な関わり（企業・団体の役員等）があると判断される場合
- ② 過去に許可を受けた者が、企業・団体の役員等として許可を受けようとする場合

第3 使用許可の手続き

条例第4条における基盤施設の使用許可にかかる具体的な手続きについては、下記の事項を含め、協定書において、定めることとする。

- (1) 指定管理者は、基盤施設の使用及び更新の許可申請があった場合には、使用許可の可否に関する決定を行う前に、専門家等からなる審査会により、条例の趣旨に加え、技術などの専門的観点も含めた審査を行うこと。
また、指定管理者は、使用の可否に関する決定について、市と事前に協議すること。
- (2) 市長が基盤施設の管理運営上必要と認める場合には、市担当職員を審査員として、審査に加えること。
- (3) 審査の内容（審査項目など）については、指定管理者が策定した「審査に関する方針」に基づくこと。なお、当該方針については、事前に市長の確認を得るものとする。

第4 遵守事項

条例第7条及び規則第7条における遵守事項については、規則に定めるほか、具体的には次のとおりとする。

- (1) 薬品等危険物を施設内に持ち込み、及び施設内で排水しないこと。
- (2) 施設利用に伴い、異臭、騒音及び振動を発生させないこと。
- (3) 上記の他、施設の管理上支障が生じることは、行わないこと。

附則

この運用基準は、平成28年10月1日から適用する。

附則

この運用基準は、平成29年4月1日から適用する。